

議案第199号

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「の規定により意見を求められた」を「又は第4項の規定により意見を述べようとする」に、「を考慮する」を「に配慮する」に改め、「ともに」の次に「、あらかじめ」を加える。

第44条第1項中「において準用する法第10条第2項の規定により意見を求められた」を「又は第4項の規定により意見を述べようとする」に改める。

第45条第1項中「において準用する法第10条第2項の規定により意見を求められた」を「又は第4項の規定により意見を述べようとする」に、「について考慮する」を「に配慮する」に改め、「ともに」の次に「、あらかじめ」を加える。

第46条中「（法第20条第2項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第4項又は法第20条第2項若しくは第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の一部改正により、市長が直接事業者に対し、環境の保全の見地からの意見を述べるものとされたことに伴い、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする等のため、この条例を制定するものである。